

令和7年第10回網走市教育委員会会議録

令和7年10月30日（木）午後4時30分 庁舎3階会議室に招集した。

1. 出席者は次のとおりである。

教育委員 佐々木 砂宗 ・ 鴻巣 知香子 ・ 新谷 正樹（欠席：池田 真哲）
教育長 木野村 寧

2. 会議の議案は、次のとおり。

議案第1号 学校職員の処分内申について【非公開】【原案可決】
議案第2号 網走市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について【公開】【原案可決】
議案第3号 いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に規定する重大事態に関する
調査報告書の公表基準の改定について【公開】【原案可決】
議案第4号 令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について【公開】【原案可決】
報告第1号 令和7年度一般会計補正予算に係る専決処分の報告について【公開】
【報告承認】

3. 説明のため出席した者は、次のとおり。

学校教育部長	高 橋 善 彦
社会教育部長	伊 倉 直 樹
学校教育部次長	小 中 理 司
学校教育課長	里 見 達 也
学校教育課参事	中 野 敏 博
スポーツ課長	大 西 広 幸
スポーツ課参事	佐 藤 潤 一

4. 会議の書記は、次のとおり。

学校教育課庶務係長 北 村 正 人

5. 会議の署名委員は、次のとおり。

本日出席委員全員および教育長

木野村教育長

ただいまから令和7年第10回網走市教育委員会を開会いたします。本日の出席委員は、教育委員4名と教育長が出席しております。本日の会議録署名委員の指名ですが、出席をされている委員全員と教育長といたします。

次に、令和6年第3回臨時教育委員会、令和7年第1回から第3回教育委員会会議録につきまして、記載した事項に関してご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(「ありません。」と発言)

特になければ、会議録は調製のとおり承認することといたします。

次に、教育行政について事務報告をお願いいたします。

高橋学校教育部長

7月30日から10月30日までの学校教育部教育行政事務報告

伊倉社会教育部長

7月30日から10月30日までの社会教育部教育行政事務報告

木野村教育長

ただいま報告がありました教育行政についてご質問等はございませんか。

(「ありません。」と発言)

特になければ、以上で教育行政についての事務報告を終わらせていただきます。

本日は、議案4件と報告事項1件でございます。審議に入る前に、教育委員会会議規則第12条のただし書きに定められております非公開案件とすべき事項についてお諮りいたします。議案第1号「学校職員の処分内申について」は、人事に関する事項に該当すると思われるので、非公開とすることにご異議ございませんか。

(「ありません。」と発言)

異議なしと認めまして、議案第1号については、非公開案件と決定させていただきます。

それでは本日の議題に入ります。

非公開案件であります議案第1号「学校職員の処分内申について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いします。

【非公開案件】

それではお諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認めまして、原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、議案第2号「網走市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

里見学校教育課長

議案書の3ページから4ページ、委員会資料の1ページをご覧ください。ただいま、ご上程いただきました、議案第2号「網走市いじめ問題

専門委員会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

この委員会は、網走市附属機関条例に基づき、いじめ防止等の調査審議をするため設置されている委員会で、定数は5名以内です。令和7年10月31日で現委員の任期が満了となるため、議案書4ページ記載の5名について、令和7年11月1日から令和9年10月31日までの任期で、新たに委嘱しようとするものです。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

木野村教育長

ただいま議案第2号につきまして、提案理由の説明がございました。ご質問あるいはご意見がございましたらお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「ありません」との発言)

それではお諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認め、原案のとおり決定させていただきます。

次に議案3号「いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に規定する重大事態に関する調査報告書の公表基準の改定について」を上程いたしますので、事務局からの説明をお願いいたします。

小中学校教育次長

教育委員会資料の2ページからをご覧ください。

ただいま、ご上程いただきました、議案第3号「いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に規定する重大事態に関する調査報告書の公表基準の改定について」ご説明申し上げます。

本基準は、令和7年7月29日に改定された「網走市いじめ防止基本方針」を踏まえ、公表にかかる具体的な判断基準と手続きを定めるものです。本改定では公表すべき必要性が低いと考えられる事案の具体化を図りました。

公表は再発防止に資する重要な意義がありますが、一方で関係者の個人特定などの弊害も懸念されます。教育委員会は被害児童生徒および保護者の意向を最大限尊重し、支障がないと判断した場合に公表を原則とします。望まない場合は原則非公表といたします。

公表内容については個人が特定されないよう特段の配慮を行います。特に、弊害が実益より大きいと考えられる事案については、慎重に判断いたします。

具体的には「事実が認められなかったもの」「校内の指導支援で解決可能なもの」「大部分がプライバシーや機密情報で構成されるもの」「加害者側の反省が認められ公表が関係修復を妨げるもの」「被害側が転校し安定した生活を送っている場合」などが該当します。

公表の可否決定にあたっては、被害側へ意義や弊害を丁寧に説明し意向を確認します。公表は原則として市公式サイトへの掲載により、期間は原則6ヶ月といたします。

本日承認いただければ令和7年10月30日より適用を開始する予定です。

再発防止と行政の透明性確保を両立できるよう判断してまいります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

木野村教育長

ただいま議案第3号につきまして、提案理由の説明がございました。ご質問あるいはご意見がございましたらお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

かがでしょうか。

- 佐々木委員 (ウ)の中の「機密情報」とはどのような内容を想定されていますか。
- 小中学校教育次長 プライバシーに関わる部分が多いですが、公表によって関わる人の人権に心配が及ぶような内容を想定しております。
- 佐々木委員 「機密情報」という言葉だと企業の商品開発のような印象を受けるので、家庭のことなら「プライバシー」で一括りにして、もう一度精査してもらえるとありがたいです。
- 木野村教育長 文言について、もう少し検討してみるということによろしいですか。そのほか、議案第3号について質問、意見はございませんか。
- 佐々木委員 内容は理解できますが、これだけ理由を書くと「公表したくないための理由付け」と捉えられないでしょうか。委員会としてどこまでガッチリ理由をつけたのか説明をお願いします。
- 高橋学校教育部長 被害に遭われた方々の思いを最大限尊重することが主眼です。公表を望まない被害側の方も多数おられますので、その気持ちをどう尊重するかを踏まえて改定を考えました。
- 佐々木委員 公表を望まない場合については以前からも明記されています。ここまで細かく書くと「網走市は公表しないスタンスだ」と捉えられやすい印象だったので、疑問がありました。
- 高橋学校教育部長 公表しない基準や考え方について今まで明記されていなかった部分があります。教育委員会として公表すべきではないと判断する時の物差しを明確にしたのが今回の改定です。
- 佐々木委員 わかりました。しっかり説明ができれば議員等の質問にも回答できると思います。その形で進めていただければと思います。
- 高橋学校教育部長 今回は教育委員会での承認事項であり、市議会への提案事項でも報告事項でもございません。議会へは機会があれば説明することもあると思います。
- 佐々木委員 わかりました。
- 木野村教育長 被害者が望まない場合は公表しませんが、調査の中身を見て「公表しない方がよい」という事案も出てくる可能性があります。基準を明確にしておかないと「なぜ非公開にしたのか」という意見も出かねないため、調査内容によって判断する対応であると押さえていただければと思います。
- 他にご意見等はありませんか。
(「ありません」との発言)
- それではお諮りいたします。
議案第3号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。
(「ありません」との発言)

異議なしと認め、原案のとおり決定させていただきます。
次に議案第4号「令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について」
を上程いたしますので、事務局からの説明をお願いいたします。

学校教育部次長

教育委員会「別冊資料」をご覧ください。
ただいま、ご上程いただきました、議案第4号「令和7年度全国学力・
学習状況調査結果について」ご説明申し上げます。
本調査は、義務教育の機会均等とその水準維持向上の観点から、教育施
策の成果と課題を検証し、教育の継続的な検証改善サイクルを確立する
ことを目的として、令和7年4月17日に小学校第6学年と中学校第3学
年を対象に実施されたものです。
別冊資料1ページから4ページに記載しました今回の調査結果に見る網
走市の状況では、中学校国語の平均正答率が54.3ポイントで全国平均に
到達するという特筆すべき成果がありました。
これは、日頃の国語教育への取組が学力定着につながっていることを示
しており、小学校においても「国語の授業の内容がよく分かる」という
肯定的回答が全国より高いなど、国語教育全体で成果が上がっていま
す。
また、質問紙調査からは、本市が推進してきた教育活動の強みも見え、
「ICTを活用した学習状況」や「主体的・対話的で深い学び」等に関
する数値が、小中学校ともに全国平均を上回るなど、個別最適で協働的
な学びや探究的な学習の取組が成果を上げています。
一方で、大きな課題も明らかになりました。
小学校算数の平均正答率は全国平均よりマイナス6.1ポイント、中学校
数学もマイナス5.2ポイントと、算数・数学において全国平均を大きく
下回る結果となりました。
この課題の背景には、別冊資料4ページでに詳細に記載しましたとお
り、授業以外の学習習慣や日々の生活習慣の定着不足が深く関わってい
ると考えられます。
特に小中学校共通で、「学習習慣」や「生活習慣」に関する数値が全国
平均に達しておらず、全教科の学力に影響を与える重要な課題です。
また、「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも
相談できる」という肯定的回答が全国平均より低く、心理的なサポート
体制にも課題が見られ、これが学習意欲の低下を招く一因と分析してい
ます。
これらの課題を解決し、学力向上と学習意欲の向上を同時に目指すた
め、学校では、別冊資料17ページに記載した授業改善を進めます。
特に算数・数学の授業では、思考のプロセスを言語化させる指導や、
「なぜそう思うか？」という根拠を明確にさせる「対話的な学び」を重
視していきます。
今回の調査に関わって文部科学省から発表されたデータによりますと、
図書の保有数等、家庭環境が子供の学力に一定の影響を及ぼす一方で、
家庭環境によらず、学校での授業が主体的・対話的で深い学びを実現す
るものであれば、子供は学力を伸ばすことができることも明らかとなっ
ております。
このことを受け、私たち教育委員会といたしましては、今後も現場の先
生方の授業改善をしっかりと支援してまいりたいと考えております。
さらに、教育委員会と学校は、学力向上に直結するご家庭での取組につ
いて保護者との連携を強化し、具体的な取組を促してまいります。
これは、全国的な分析から、規則正しい生活習慣や読書習慣、そして家
庭学習時間が、高い平均正答率と相関関係にあることが明らかになって

いるためです。

具体的には、保護者の皆様には、別冊資料18ページに記載した確かな学力を支える学習習慣の定着、特に小学校で課題となっている読書習慣の確立、そして平均正答率との相関が示されている望ましい生活習慣と良質な睡眠の確保をお願いしていきます。

最後に、自己肯定感や自己有用感を高めるため、結果ではなく挑戦やプロセスの行動を褒める親子の関わりを大切にさせていただくよう促します。

教育委員会では、今回の調査結果と分析に基づき、別冊資料19ページから20ページに記載した学力向上の方策と「網走市学校教育推進プラン」を着実に実行し、学校と家庭、地域が一体となって、子どもたちの確かな学力向上と健やかな成長を目指してまいります。

以上、何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

木野村教育長

ただいま議案第4号につきまして、提案理由の説明がございました。ご質問あるいはご意見がございましたらお受けしたいと思いますですが、いかがでしょうか。

(「ありません」との発言)

それではお諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認め、原案のとおり決定させていただきます。

次に、報告第1号「令和7年度一般会計補正予算にかかる専決処分の報告について」を上程いたします。

佐藤スポーツ課参事

ただいまご上程をいただきました報告第1号「令和7年度一般会計補正予算にかかる専決処分について」社会教育部所管分についてご説明いたします。議案書8ページをご覧ください。

令和7年度一般会計、社会教育施設災害復旧費補正予算にかかる専決処分についてご説明いたします。

1の補正および専決処分の理由および内容についてですが、本年9月21日の強風により破損した網走市総合体育館第1体育室の屋根の改修工場を行う経費を追加補正することとし、また緊急を要することから地方自治法第179条第1項の規定により、市長による専決処分をしたものであります。金額は工事請負費3,850万円となります。

被害の状況であります。総合体育館第1体育室の屋根の一部が強風により剥がれたもので、10月3日に応急修繕として剥がれた屋根材の撤去および漏水の養生を実施しておりますが、本補正予算によりまして破損した屋根の本修繕を行うものでございます。

2の補正額につきましては、歳出予算は記載のとおりで、補正前の額0円、補正額3,850万円、補正後の額3,850万円。補正額の財源内訳は市債3,850万円でございます。歳入予算は文教施設災害復旧債が補正前の額0円、補正額3,850万円、補正後の額3,850万円でございます。

以上で説明を終わります。

里見学校教育課長

続きまして学校教育部所管にかかる補正予算の専決処分案件2件につきまして、私からご説明をいたします。議案書の9ページをまずはご覧願います。

令和7年度一般会計公立学校施設災害復旧費補正予算にかかる専決処分の報告についてご説明申し上げます。

1の補正および専決処分の理由および内容でございますが、同じく9月21日の暴風により破損をいたしました中央小学校の体育館の屋根を補修するため、かかる経費を追加補正することとし、また緊急を要することから地方自治法第179条第1項の規定により市長による専決処分をしたものであります。金額は工事請負費570万円となります。

被害の状況でございますが、中央小学校体育館の屋根の庇部分の一部が強風により剥がれ、周辺の道路に飛散をしたほか、屋根の破風、風を抑える部分の下地の一部が落下をいたしました。幸いこの破損による体育館内への雨漏りや雨水の吹き込みなどは確認はされず、応急処置により学校の教育活動には支障のない状態でございますけれども、損壊箇所が拡大することのないよう、今回の補正をもって補修を行うものでございます。

2の補正額でございます。歳入歳出予算における補正前の額、補正額、および補正後の額につきましては資料に記載のとおりでございますけれども、国の災害復旧事業費補助金として見込んでおります380万円につきましては、現時点では未確定となっており、今後の国による災害状況の査定結果によっては交付決定とならない可能性もございます。その場合におきましては、570万円全額を市債により賄うこととし、財政部局と既に協議済みでございます。3の専決処分日は令和7年10月17日付でございます。

続いて議案書の10ページご覧いただきたいと思っております。令和7年度一般会計児童奨励費補正予算にかかる専決処分の報告についてご説明申し上げます。

補正および専決処分の理由に内容でございますが、この度網走小学校のプラスバンドが10月25日に新潟県新潟市で開催をされました全日本小学生バンドフェスティバルに、北海道代表2校のうちの1校として出場をいたしました。同校の全国大会出場は令和4年度以来3年ぶりの快挙となったものでございます。

今回の全国大会には児童31名、引率教員4名で参加をいたしました。プラスバンドは他のクラブ活動とは異なり楽器運搬や現地での練習会場の借り上げなど、多額の費用が必要となるものでございます。同校では全国大会出場の決定後、保護者らによる全国大会出場実行委員会を設立いたしまして、企業などからの協賛金、寄付金を募りましたほか、10月13日には網走市民会館におきまして壮行記念演奏会を開催するなど、出場資金の支援活動を行ったものでございます。

市といたしましても、こうした特殊事情を考慮いたしまして、全国大会出場に対する支援のための助成金といたしまして、記載のとおり454万7,000円を追加補正することとし、緊急を要することから市長による専決処分をしたものでございます。

補正額でございますが、財源内訳につきましては全額をふるさと寄付金繰入金を活用するものでございます。歳出歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては記載のとおりでございます。専決処分日につきましては令和7年10月17日付でございます。

なお、全国大会の結果でございますけれども、全国から参加した22校のうち金賞9校に続く銀賞を受賞をしているところでございます。

以上、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

木野村教育長

ただ今、報告第1号につきまして、事務局より報告がございました。こ

れにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたいと思えます。

(「ありません」との発言)

それでは、お諮りいたします。報告第1号につきましては、報告のあったとおり承認することとします。

以上で本日の案件につきましては全て終了いたしました。その他、案件以外で何かございますか。

(「ありません」との発言)

それでは、以上をもちまして本日の教育委員会を閉会させていただきます。

【午後5時22分 閉会】